

公募型プロポーザルに係る手続開始の公告

公募型プロポーザル方式による提案募集を行いますので、下記のとおり公告します。

令和7年 4月14日
高石市長 畑中 政昭



記

1. 業務名

高石消防署(高師浜出張所)改築工事設計業務委託

2. 業務内容

高石消防署(高師浜出張所)改築工事設計業務委託 特記仕様書のとおり

3. 履行期間

契約締結日～令和8年5月29日(金)

4. 参加資格要件

本プロポーザルの参加資格要件は、参加表明書提出時点で以下に該当するものとする。

- (1) 本業務の履行形態は、単体企業又は設計共同体とする。
- (2) 設計共同体は自主結成とし、構成員数は2社とする。
- (3) 設計共同体の構成員の組合せは、代表構成員の参加資格を満たす者と、他の構成員の参加資格を満たす者との組合せとする。ただし、本業務に別途参加表明している他の設計共同体の構成員を兼ねる(以下、「構成員の重複」という。)ことができない。また、別途単体企業として申請(以下、「単体の重複」という。)することができない。なお、構成員の重複の場合は、当該構成員の属する全ての設計共同体の参加資格を認めないものとし、単体の重複の場合は、設計共同体の申請を優先するものとし、当該単体企業の参加資格を認めないものとする。
- (4) 設計共同体の代表構成員の構成比率は、全構成員の過半数を占めるものとする。
- (5) 代表構成員の出資比率は、構成員のうち最大とする。
- (6) 他の構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。
- (7) 単体企業及び設計共同体(代表構成員及び他の構成員)の参加資格は、以下の要件に全て該当するものとする。
 - 1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。
 - 2) 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - 3) 高石市競争入札指名停止要綱(令和3年4月1日施行)による指名停止措置を受けていないこと又は同要綱別表の措置要件に該当していないこと。

- 4) 高石市契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 24 年高石市告示第 85 号）による入札等除外措置を受けていないこと又は同要綱別表の措置要件に該当していないこと。
- 5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていないもの又は申立てをなされていないものであること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けたものについては、再生手続開始の申立てをしなかったもの又は申立てをなされなかったものとみなす。なお、再生手続開始の決定を受けた者については、その旨を証する書面を提出すること。
- 6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていないもの又は更生手続開始の申立てをなされていないものであること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けたものについては、更生手続開始の申立てをしなかったもの又は更生手続開始の申立てをなされなかったものとみなす。なお、更生計画の認可の決定を受けた者については、その旨を証する書面を提出すること。
- 7) 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2 年間を経過しているもの又は基準日前 6 ヶ月以内に手形、小切手を不渡りしていないもの。
- 8) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- 9) 単体企業及び設計共同体の代表構成員の参加資格は次に該当するものとする。

ア 国内において、平成 22 年 4 月 1 日から本業務参加表明書提出日までの間に完了した次に掲げる a、b いずれかの業務の履行実績を元請けとして有するものとする。ただし、履行が設計共同体であった場合は、代表構成員として履行した業務に限るものとする。

- a 延べ面積 1,000 m²以上の「同種施設」の新築又は増改築に係る基本設計業務又は実施設計業務
- b 延べ面積 2,000 m²以上の「類似施設」の新築又は増改築に係る基本設計業務又は実施設計業務

※「同種施設」は、消防署・消防学校・防災センターの公共建築物の用途とする。

※「類似施設」は、病院・保健所・庁舎・教育施設の公共建築物の用途とする。

※同種施設、類似施設に該当する用途の用語の定義

- ・「消防署」とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 52 号）第 10 条により規定するもの。
- ・「消防学校」とは、消防組織法第 51 条により規定するもの。
- ・「防災センター」とは、災害対策本部を設置するような危機の発生時において、情報収集・整理・伝達するために設けられている公共建築物。
- ・「病院」とは、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 により規定するもの。
- ・「保健所」とは、地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 5 条により規定するもの。
- ・「庁舎」とは、国・地方公共団体その他公共機関等がその事務を処理するために使用する建築物をいい、学校及び工場、刑務所その他の収容施設並びに自衛隊の部隊及び機関が使用する建築物を除く。

- ・「教育施設」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条、第 124 条又は第 134 条による。
- ・「公共建築物」とは、国・地方公共団体その他公共機関発注の建築物。
- ・「国・地方公共団体その他公共機関」とは、国、地方公共団体、公共法人、公益法人とする。

※複合施設の場合は該当用途の合計面積とする。

※増改築の場合は増改築部分の面積とする。

※同種施設で複数の施設の実績がある場合は、合計面積[類似施設として計上]を認める。

イ 法人格を有すること。

ウ 大阪府内に本店又は支店等があること。

エ 本業務に総括責任者として一級建築士の資格を有する技術者を配置できる者。

11) 設計共同体の他の構成員の参加資格は次に該当するものとする。

- ・本業務に最低 1 名以上の主任技術者を適正に配置できる者

5. 手続き等

(1) 事務局

高石市 総務部 施設管理課 施設管理係

問合先 電 話：072-265-1001（代表）

072-275-6418（直通）

メール：eizen@city.takaishi.lg.jp

(2) プロポーザル説明書等の配布期間

令和 7 年 4 月 1 4 日（月）から令和 7 年 5 月 1 4 日（水）まで
市ホームページにて配布する。

(3) プロポーザル参加表明書の提出期間

令和 7 年 4 月 1 4 日（月）から令和 7 年 5 月 1 4 日（水）まで
提出方法は、事務局へ持参又は郵送とする。

(4) 提案書の提出期間

令和 7 年 6 月 9 日（月）から令和 7 年 6 月 2 0 日（金）1 7：3 0 まで
提出方法は、事務局へ持参とする。

(5) その他

- ・参加表明書及び提案書の作成等、本プロポーザルに要する一切の費用は提出者の負担とする。
- ・提出期限が過ぎたものは受け付けない。
- ・参加表明書の提出日から最優秀提案者の選定結果を通知するまでに、参加資格要件の内、いずれかを満たさないことが明らかになったときは参加資格を取り消すものとする。
- ・その他詳細内容については、「高石消防署(高師浜出張所)改築工事設計業務委託受託者選定に係る公募型プロポーザル説明書」を参照すること。